

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部改正について

意見募集期間

2026年7月9日～8月10日

問い合わせ先

神戸市教育委員会事務局児童生徒課

電話 078-984-0728

## 1 意見募集期間

2026年7月9日（木）～2026年8月10日（月）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局児童生徒課 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

FAX 番号：(078)984-0729

神戸市教育委員会事務局児童生徒課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:kobe-katsu@city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局児童生徒課

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市立学校施設目的外使用規則の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2026年8月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則（案）の概要

### 1. 改正の趣旨

神戸市では、将来に渡って子供たちが多様な活動に参加できる機会を確保するため、2026年中に部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「KOBE ◆ KATSU（コベカツ）」の開始に向けて取り組みを進めています。

令和8年9月より、コベカツが開始するにあたり、コベカツクラブが中学校施設を利用するにあたっての手続きを定めるために、必要となる事項等を定めます。

### 2. 改正等の概要

#### コベカツとして中学校及び義務教育学校の学校施設を使用する場合の規定を追加

- ① 使用許可
  - ・コベカツとして使用する場合の規定を追加
- ② 使用を許可する施設等
  - ・コベカツとして使用する場合、特別教室を使用できるように改正
  - ・コベカツとして使用する場合、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じコベカツクラブを優先して使用を許可できるように規定を追加
- ③ 使用料の免除
  - ・コベカツとして使用する場合、申請に基づき免除すること
- ④ 学校施設の使用の手続き等
  - ・コベカツクラブは神戸市教育委員会が指定するシステムにより申請すること
  - ・神戸市立中学生、神戸市立義務教育学校後期課程、神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めない時には、使用許可を撤回し、又は使用を停止する場合があること

### 3. 施行予定日

公布の日から施行

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>この規則において「コベカツ」とは、中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた生徒の地域クラブ活動であって、神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例（令和8年2月27日条例第26号。以下「条例」という。）第3条第1項に基づき委員会の承諾を得て団体が実施するものをいう。</u></p> <p>7 <u>この規則において「コベカツクラブ」とは、コベカツを実施する団体をいう。</u></p> <p>8 <u>この規則において、「学校施設使用申請システム」とは、コベカツにおいて委員会が指定するシステムを介して、学校施設の目的外使用許可申請を行うシステムをいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
<p>(使用許可の条件)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する<u>場合、またはコベカツクラブがコベカツのため（中</u></p>	<p>(使用許可の条件)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する<u>場合に許可することが</u>できる。</p>

学校及び義務教育学校の学校施設に限る。)に使用する場合に許可することができる。

3 [略]

4 教育長は、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合には、条例第6条第4項の趣旨に照らし、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じ、コベカツクラブを優先して使用を許可することができる。

(使用を許可しない施設)

第4条 [略]

2 教育長は、前項第4号の規定にかかわらず、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合は、家庭科教室を含む特別教室の使用を許可することができる。

(学校施設開放事業)

第16条 [略]

2 学校施設開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(コベカツのための利用申請等)

第17条 コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設を使用する場合は第9条から

3 [略]

(使用を許可しない施設)

第4条 [略]

(学校開放事業)

第16条 [略]

2 学校開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

第11条まで、第13条及び第15条の規定は適用しない。

2 コベカツクラブは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を申請するにあたっては、教育長に対して、使用するまでに、学校施設使用申請システムを用いて申請をしたうえで、その許可を得なければならない。

3 教育長は、前項の申請に対して使用の可否を決定したときは、申請者に対し、学校施設使用申請システムによりその結果を通知するものとする。

4 中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブが、許可された事項を変更しようとするときは、前2項の規定に準じて、教育長の許可を受けなければならない。

5 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブに対し、使用許可を撤回し、又は使用を停止させることができる。

(1) コベカツクラブが使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。

(2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。

(3) 神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校後期課程又は神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めないとき。

6 教育長は、コベカツに参加する生徒の心身の健全な発達に配慮する必要があることを踏まえ、別表の規定にかかわらず、コベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可することのできる時間を別に定めることができる。

7 前6項の規定のほか、コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設利用に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表（第5条関係）

[略]

備考

コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設の使用に係る別表の適用については、別表中「家庭科教室」とあるのは「特別教室」とする。

(施行細目の委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表（第5条関係）

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。